

## 水道使用者等氏名（名称、住所）変更届 （名義変更届）

亀山市水道事業  
亀山市長 様

亀山市水道事業給水条例第19条第2項第1号の規定により水道使用者等について変更を届け出ます。  
No.

		年 月 日
使用者 次のとおり 所有者 に変更がありましたので届け出ます。 送付先 （使用者のみの変更及び送付先のみの変更においては、押印は不要です。）		
旧	住 所 （転居先の場合は転居先）	TEL (       ) —       —
	連 絡 先 （勤 務 先 等）	TEL (       ) —       —
	フリガナ 氏名又は名称	(印)
新	住 所 （使用者変更の場合は料金請求先）	TEL (       ) —       —
	連 絡 先 （勤 務 先 等）	TEL (       ) —       —
	フリガナ 氏名又は名称	(印)
給 水 装 置 の 場 所		亀山市

※使用者変更の日をもって旧使用者と新使用者の使用料金の精算を希望される場合は、水道使用中止届及び給水申込書を一緒に提出してください。

旧使用者 水道料金 月分まで  
新使用者 水道料金 月分から

- 使用者変更に伴う口座手続き
- 使用者変更入力
- 所有者変更入力

住民番号（新）

水栓番号

検針番号     -     -

- 旧使用者調定確認
- 新使用者調定確認

農 集	下水へ連絡
有・無	

受付者印	受付印